

新型コロナウイルス感染症流行による暮らしへの影響に関するアンケートの調査結果

ID 1015298 問 高齢福祉課 (☎514-8496)

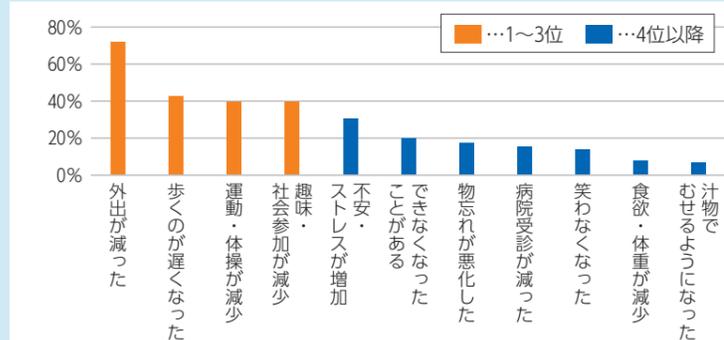
市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまで皆さまの生活にどのような影響があったのか、また、現在の皆さまの状態について把握するために令和2年9月にアンケートを実施しました。

対象は日野市で一人暮らしをしていて、介護保険を申請していない75歳以上の高齢者です。対象者約4,500人のうち7割以上の約3,300人の方に回答をいただきました。その調査結果をお知らせします。

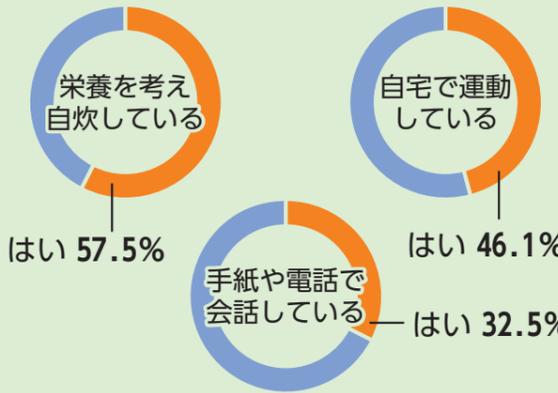
Q 自粛生活の中で、暮らしや体調、気持ちに変化がありましたか?

- 1位 外出が減った **71.3%**
- 2位 歩くのが遅くなった **41.8%**
- 3位 運動・体操が減った **39.1%**
- 社会参加が減った **39.1%**

外出自粛により、約40%の方が体力低下や、社会参加・運動の機会が減少していることが判明しました。**感染対策を心掛けながらも、健康リスクを減らす必要があります。**



皆さんのコロナ禍での暮らしの工夫は…



皆さんが求めている活動やサービスは…

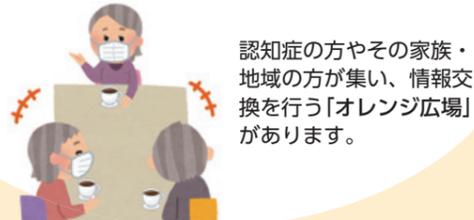
- 1位 困ったときに相談できる場所や人 **23.9%**
- 2位 運動・体操 18.9%
- 3位 自宅での趣味活動 13.7%

自宅で運動や介護予防をしたい方は…

YouTubeでも無料で動画公開しています!
ひの健康貯筋体操

社会参加をしたい、交流の場がほしい方は…

地域のたまり場「ふれあいサロン」では、趣味活動や体操なども行っています。



認知症の方やその家族・地域の方が集い、情報交換を行う「オレンジ広場」があります。

日野市のサービス・社会資源をご紹介します

ストレスを感じる、食欲・体重減少、むせるようになった方は…

福祉の総合相談窓口「地域包括支援センター」が市内に9カ所あります。

→アンケートの結果、体力低下などが心配な方へ、センターや市職員が電話・訪問します。お気軽にご相談ください!

スマートフォンやパソコンを使いたい、オンラインでつながりたい方は…

各地域やサロンで「スマホ教室」を実施しています。日野市社会福祉協議会では、自宅でもスマートフォンやパソコンでテレビ電話ができる「Zoom講座」を実施しています。

※詳細は日野市社会福祉協議会、地域の広報板などをご確認ください

他にも地域で魅力的な活動を行っています!



市・都民税の主な改正点

ID 1010892 問 市民税課 (☎514-8238)

① 給与所得控除の引き下げ
給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

これまで	改正後
65万円～220万円(上限)	55万円～195万円(上限) ※上限に達する給与収入金額は850万円

② 所得金額調整控除の創設
以下の要件に該当する方に、所得金額調整控除を適用

対象	(要件) ※いずれかの要件を満たすこと	(所得金額調整控除額の計算方法)
子どもや特別障害者がいて給与収入850万円を超える方対象	●本人が特別障害者に該当 ●23歳未満の扶養親族がいる ●特別障害者の同一生計配偶者がいる ●特別障害者の扶養親族がいる	(給与等収入金額 - 850万円) × 10% ※給与等収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等収入金額は1,000万円
給与所得と年金所得の両方がある方対象	(要件) 給与所得と年金所得を合わせると10万円を超える	(給与所得(10万円超の場合は10万円) + 年金所得(10万円超の場合は10万円)) - 10万円

③ 公的年金等控除額の引き下げ
公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。公的年金等控除額の上限が設けられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195万5,000円になります。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、その金額に応じて公的年金等控除額が引き下げられます。

④ 基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超えると合計所得金額に応じて控除額は徐々に減り、2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができません。

⑤ 扶養親族等の合計所得金額要件の改正

同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。また、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円から55万円に引き下げられます。

	これまで	改正後
同一生計配偶者、扶養親族	合計所得金額 38万円以下	合計所得金額 48万円以下
勤労学生	合計所得金額 65万円以下	合計所得金額 75万円以下

⑥ ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の改正

婚姻歴や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、生計を同じにする子(総所得金額等48万円以下)を有するひとり親の方は、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。なお、これまでの寡夫控除は「ひとり親控除」に変わります。上記以外の寡婦についても、合計所得金額が500万円以下であれば、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用します。※生計を同じにする子のうち、他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は対象外 ※ひとり親控除と寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」の記載のある方は対象外

⑦ 非課税となる所得要件等の改正

非課税となる所得要件について、(例) 一律10万円引き上げられます。

	これまで	改正後
扶養親族なしの場合	合計所得金額35万円	合計所得金額45万円
障害者・未成年者・寡婦およびひとり親	合計所得金額125万円	合計所得金額135万円